

・「空襲被害者救済法」とは？

正式には「特定戦災障害者等に対する特別給付金の支給等に関する法律案（仮称）」のことをいいます。空襲等により心身に障害や傷跡が残り、長年にわたり多大な苦痛を受けている人たちに対して、国としてその労苦に報いるための法律の制定を目指したものです。

・「空襲等」の定義は？

1941（昭和 16）年 12 月 8 日に日本海軍の機動部隊がハワイの真珠湾を奇襲攻撃した太平洋戦争開戦日から 1945（昭和 20）年 9 月 7 日（沖縄戦が公式に終結した日）までの間に行われた空襲や艦砲射撃、沖縄での地上戦と定義しています。

・救済法の「対象者」は？

現在も存命する特定戦災障害者等を対象としています。（特定戦災障害者等とは身体に障害やケロイドを負った人たちや PTSD を負った人たちを指しますが、対象者は現在のところ*4,600 名ほどと推定されています。

※正確な人数データは存在しません。

・救済の「内容」は？

①国が対象者に対し救済金を給付すること

1 名あたり 50 万円、予算規模は 23 億円程度（50 万円×4,600 名）と予想されます。

※1952（昭和 26）年のサンフランシスコ平和条約の発効により損害補償の請求権は放棄されました。

②国が空襲等による被害の実態調査を行うこと。

※各自治体や民間による空襲等の調査は行われてきましたが、国による包括的な実態調査はこれまで実施されていません。

※東京大空襲・戦災資料センターの調査などによると全国で 50 万人以上が犠牲になったとされています

③国が空襲等により死亡した者に対する追悼施設を設置すること。

※自治体や民間による追悼施設の設置はこれまでもありましたが（有名なものでは沖縄県営平和祈念公園＝平和の礎）、国による民間人被害者に対する追悼施設の設置はごく一部の地域を対象としたものを除くとありません。

・ここに到るまでの状況

救済法案（戦時災害援護法）は 1970 年代から 80 年代にかけて、あわせて 14 回、野党から議員立法として国会に提出されましたがいずれも廃案となりました。そのため各地で提訴となり最高裁まで争いましたがいずれも請求棄却となりました。その根拠となったのが「国家無答責」や「戦争受忍論」といった考えです。

1968（昭和 43）年に「原爆特措法」が施行される以前に、被爆者が国を提訴した裁判もありました。その中に興味深い事例がありましたのでご紹介します。

「東京原爆訴訟」

原告の名字から別名「下田事件」とも呼ばれます。1963（昭和38）年12月に東京地裁で判決が下され、原告個人の損害賠償請求権は認められませんでした。原爆投下（核兵器の使用）は国際法違反であると初めて認めた公権的判決となりました。

「はて？」

この判決の陪席裁判官であったのが現在NHKで放映されている連続テレビ小説『虎に翼』の主人公である佐田（猪爪）寅子さんのモデルとなった三淵嘉子さんです。

以下がその判決文の末尾に添えられた所感です。

「戦争を全く廃止するか少なくとも最小限に制限し、それによる惨禍を最小限にとどめることは、人類共通の希望であり、そのためにわれわれ人類は日夜努力を重ねているのである。けれども、不幸にして戦争が発生した場合には、いずれの国もなるべく被害を少なくし、その国民を保護する必要があることはいうまでもない。このように考えてくれば、戦争災害に対しては当然に結果責任に基く国家補償の問題が生ずるであろう。現に本件に係るものとしては「原子爆弾被害者の医療等に関する法律」があるが、この程度のものでは、とうてい原子爆弾による被害者に対する救済、救援にはならないことは、明らかである。国家は自らの権限と自らの責任において開始した戦争により、国民の多くの人々を死に導き、傷害を負わせ、不幸な生活に追い込んだのである。しかもその被害の甚大なことは、とうてい一般災害の比ではない。被告がこれに鑑み、十分な救済策を執るべきことは、多言を要しないであろう。しかしながら、それはもはや裁判所の職責ではなくて、立法府である国会及び行政府である内閣において果たさなければならない職責である。しかも、そういう手続によってこそ、訴訟当事者だけではなく、原爆被害者全般に対する救済策を講ずることができるのであって、そこに立法及び立法に基く行政の存在理由がある。終戦後十数年を経て、高度の経済成長をとげたわが国において、国家財政上これが不可能であるとはとうてい考えられない。われわれは本訴訟をみるにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおられないのである。」

東京地方裁判所民事第二四部

裁判長 裁判官 古関敏正

裁判官 三淵嘉子

裁判官 高桑 昭

この判決文に添えられた所感をあらためて読み直してみると、原爆被害者への提言はことごとく空襲被害者にもあてはまるものと判断せざるを得ません。核爆弾による被害と焼夷弾などの通常兵器による被害といった差こそありますが、人的被害という点でなんら区別されるものではありません。また戦後恩給が支給され経済的（これまでに60兆円超が支給）にも救済されてきた旧軍人や旧軍属の人たちとも人命という点でなんら違いはありません。現在も空襲被害等により、身体的精神的な後遺症に苦しんでいる人たちがいます。その人たちが存命のうちに国によって救済されることを、私たちは強く望みます。